

関ヶ原町広報紙広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この訓令は、関ヶ原町（以下「町」という。）が作成する広報せきがはら（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広報に掲載することができる広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報の公共性、公益性及び品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (6) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告の掲載位置は、町長が決定するものとし、掲載する広告の数は、広報1号につき8枠を限度とする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦45ミリメートル
- (2) 横85ミリメートル（2枠の場合は、170ミリメートル）
- (3) カラー刷り

2 広告の掲載は、広報1号につき1枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、広報1号につき2枠の広告を掲載するときは、隣り合う枠を1つの広告として使用することができる。

4 広告のデザイン等広告表現に関する基準は、町長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、広報1号単位とする。

(掲載希望者の募集)

第6条 町長は、広報への掲載、町が管理・運営するホームページへの掲載その他の方法により、広告の掲載を希望する者を募集するものとする。

2 町長は、広告の募集に際し、希望する者に対し、広告を募集する旨の案内をすることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は、広報1号1枠につき5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(申込み)

第8条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、関ヶ原町広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の前々月の20日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに町長に提出しなければならない。この場合、同じ年度内で最大3か月以内の連続した掲載計画がある場合は、事前に申し込むことができる。

- (1) 広告原稿
- (2) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (3) 次に掲げる区分に応じた納税に関する証明書（申込みの日の前3月以内に発行されたものに限る。）

ア 町に納税がある場合 完納証明書

イ 町以外で納税がある場合 本社等所在地の自治体が発行する市町村税の完納証明書

ウ 非課税の場合 非課税証明書

2 前項第2号及び第3号に係る書類は、同じ年度内で2回目以降の申込みの場合は、省略することができる。

3 広告原稿は、デジタルデータ（PNG形式、JPEG形式又はPDF形式）をCDで提出する。

4 町長は、第1項による申込者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（広告の審査及び決定）

第9条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、掲載の可否を決定し、関ヶ原町広報紙広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。また、前条により複数月の掲載申込みをした申込者には、次項に基づき掲載を決定するため、月ごとに通知を行うものとする。

2 第2条に規定する枠数を超えて申込みがあった場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、複数の申込者が同一順位になった場合は、前条の関ヶ原町広報紙広告掲載申込書の受付順とする。

- (1) 当該年度における申込みが初回であり、前条に規定する複数月の申込者で、町内に事業所等を有する者
- (2) 当該年度における申込みが初回であり、前条に規定する複数月の申込者で、町外に事業所等を有する者
- (3) 当該年度における申込みが初回であり、町内に事業所等を有する者
- (4) 当該年度における申込みが初回であり、町外に事業所等を有する者
- (5) 当該年度における申込みが2回目以降（複数月、單一月の申込みの区別を問わない。）で、町内に事業所等を有する者
- (6) 当該年度における申込みが2回目以降（複数月、單一月の申込みの区別を問わない。）で、町外に事業所等を有する者

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定するものとする。

（広告内容の調整）

第10条 広報に掲載できる広告は、広報のイメージを損なうことのないよう広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）と調整した内容又はデザインとする。

2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権

の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

(広報との区別)

第11条 読者が、広報の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯認するおそれのある表現を禁止する。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更しようとする号の発行日の20日前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに新たな広告原稿を町長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、町長が指定する期日までに、町が発行する納付書により納入しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により広報への広告掲載を取り下げる場合は、取り下げようとする号の発行日の20日前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに関ヶ原町広報紙広告掲載取下申出書（様式第3号）により、町長に申し出なければならない。

(掲載決定の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(広告掲載料の返還)

第16条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、災害その他町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。